平成２２年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市久比里１丁目26番Ａ―501号
破産者　有限会社大志興業
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３３８号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目20番28号
破産者　有限会社岡本ファインテック
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
静岡県浜松市東区小池町2517番地の２
破産者　有限会社三恵フーズ
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
静岡県袋井市村松71番地
破産者　有限会社マルカイ石黒建興
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
滋賀県草津市青地町421番地
破産者　有限会社山久工務店
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２７号
滋賀県草津市青地町687番地
破産者　株式会社システムエイト
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１１号
京都市南区吉祥院西定成町31番地７
破産者　地理情報サービス株式会社
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３４号
岡山県備前市八木山753番地の２
破産者　イノテック株式会社
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９１号
福岡県田川郡川崎町大字田原字弥四郎谷336番地の11
破産者　株式会社石川製作所
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３０号
熊本市新港１丁目４番２号
破産者　株式会社ＣＳＣ
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿屋市向江町13番16号
破産者　米永潤一郎
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７５７号
群馬県伊勢崎市波志江町3030番１群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター、破産手続開始決定時の住所群馬県吾妻郡中之条町大字四万4160番地
破産者　矢舘　直人
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
群馬県館林市高根町1101番地の13
破産者　ケーエムサービスこと　中場　優之
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県淡路市舟木436番地２　小倉団地102、前住所兵庫県淡路市富島367番地14
破産者　臼井　　寛
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県洲本市物部３丁目６番16号
破産者　赤井　勝美
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第３９３号
奈良県大和高田市三和町２番18―507号
破産者　北口　和代
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
奈良県大和高田市大字東中105番地の８、開始決定時の住所奈良県御所市大字元町493番地の101
破産者　上之原秀寿
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道苫小牧市春日町１丁目11番15―307号
破産者　岩渕　陽子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３７２号
盛岡市大館町16番５号　工藤貸家13号
破産者　菅沼　美紀
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４９号
仙台市宮城野区田子２丁目35番11号　ロイヤルガーデンＡ棟101
破産者　桑島　博司
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係